

入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(奨励金の交付)</p> <p>第12条 市長は、指定所有者 <u>(第14条の規定により借り受けた保護樹林に係る指定所有者を除く。)</u> に毎年度予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。</p> <p><u>(借受け等)</u></p> <p>第14条 市長は、指定した保護樹林等のうち、特に必要と認める樹林については、当該指定所有者と協議のうえ、その土地を保護樹林として<u>無償若しくは有償で借り受け、又は買い取る</u>ことができる。</p> | <p>(奨励金の交付)</p> <p>第12条 市長は、指定所有者に毎年度予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。</p> <p><u>(賃借又は買取り)</u></p> <p>第14条 市長は、指定した保護樹林等のうち、特に必要と認める樹林については、当該指定所有者と協議のうえ、その土地を保護樹林として<u>賃借又は買取りをする</u>ことができる。</p> |